# 平成24年 No.38

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部を改正する規程

# 制定理由

寄附金の使途の変更等及び個人あて寄附金の取扱いについて規定するため、所要 の改正を行うものである。

# 承認経過

平成24年11月14日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成24年11月15日

# 国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規程第25号

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程(昭和61年1月9日規程第2号)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

#### 国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部改正について

改正理由: 寄附金の使途の変更等及び個人あて寄附金の取扱いについて規定するため、所要の改正を行うものである。

改 正 現 行

[省略]

### (寄附金の使途等)

- 第10条 部局の長は、受け入れようとする寄附金の使途を明らかにしなければならない。
- 2 寄附金は、指定された使途以外に使用してはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、部局の長は、あらかじめ寄附者の同意を得た上で、その理由等必要な事項を明らかにした書類を 学長に提出し、学長の承認を得て、当該寄附金の使途の変更及び取消し又は移し 換えをすることができる。
- (1) 寄附目的が達せられたことにより、使途を変更しようとするとき。
- (2) 使途において研究者等が指定されている場合であって、当該研究者等が他の 機関へ異動若しくは死亡又は退職したことにより、当該指定を変更し又は取り 消して、引き続き本学で寄附金を使用するとき。
- (3) 使途において研究者等が指定されている場合であって、当該研究者等の異動によりその異動先の機関に移し換えるとき。
- 4 学長は、前項第3号に該当するときは、当該機関の長の同意を得なければならない。

### (個人あて寄附金の取扱い)

- 第11条 役員及び職員(以下「役職員」という。)個人あてに寄附された寄附金 及び研究助成団体等から供与された助成金(以下「個人あて寄附金」という。) について、その趣旨が役職員の職務上の教育研究等に対するものであるときは、 当該役職員は、当該個人あて寄附金を改めて大学に寄附するものとする。
- 2 前項の寄附手続きは、第3条によるものとする。

〔省略〕

附則

この規程は,平成24年11月15日から施行する。

[省略]

### (寄附金の使途及び使途の変更)

- 第10条 部局の長は、受け入れようとする寄附金の使途を明らかにしなければならない。
- 2 部局の長は、寄附金の使途を変更する必要が生じた場合は、その理由及び新たな使途を明らかにした書類その他の関係書類を学長に提出するものとする。

### (寄附金の移し換え)

- 第11条 部局の長は、第4条第1項第3号に掲げる経費として受け入れた寄附金 について、当該職員が退職し引き続き次に掲げる機関の職員となり、寄附金を移し換える必要がある場合は、寄附金の移し換えに必要な事項を明らかにした書類 その他関係書類を学長に提出し、承認を得るものとする。
  - (1) 国立大学法人
  - (2) 大学共同利用機関法人
  - (3) 独立行政法人国立高等専門学校機構